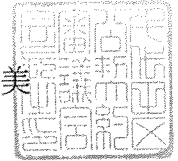


令和2年2月13日

千代田区長 石川 雅己 様

千代田区公契約審議会

会長 松江 仁美



公契約条例における賃金下限額の設定について（答申）

令和元年11月7日付31千政契約発第296号で諮問のあった標記の件について、当審議会において審議した結果、下記のとおり答申します。

なお、意見を付しますので、これを十分尊重し、千代田区公契約条例を運用されるよう要望します。

記

- 1 工事又は製造の請負に係る賃金下限額
公共工事設計労務単価5.1職種ごとに、88%を乗じて得た額が妥当である。
- 2 工事又は製造の請負以外の請負契約（業務委託契約）に係る賃金下限額
区職員給与を勘案して得た額が妥当である。
（1時間当たり1,095円）
また、別添の業務従事者は職種別の賃金下限額の設定が妥当である。
（1時間当たり別添1のとおり）
- 3 指定管理者との協定に係る賃金下限額
上記2に示す賃金下限額と同額が妥当である。

【意見】

- 1 公契約条例対象契約の範囲について、令和7年度までに順次拡大されたい。
- 2 業務委託・指定管理協定の賃金下限額については、区職員給与を基準としたうえで、民間賃金の動向も調査し、勘案されたい。
- 3 各事業者が労働環境の確保や継続的な経営に必要な適正利潤を確保するため、元請事業者が適正価格で落札できるよう、予定価格の積算や最低制限価格の設定について、早急な入札制度の見直しを検討し実施されたい。
- 4 新・担い手三法を踏まえ、週休二日制実現の労働時間確保のための適正工期や発注時期の平準化について、国・都の取組を参考に、契約発注のあり方を検討されたい。
併せて、技能者の処遇改善に資する建設キャリアアップシステムの普及を促進する施策について検討されたい。

令和 2 年度 職種別賃金下限額

(1 時間当たり)

職種	賃金下限額
警備員	1,364円
保全管理員	1,826円
清掃員	1,113円
介護職	1,103円
栄養士	1,431円
保健師・看護師	1,471円